

## 第4号議案

### 農地・水・環境保全向上対策に係る協定書(案)

農地・水・環境保全向上活動対策実施要綱に基づき、本郷ふる郷普請の会（以下「会」という。）と藤枝市（以下「市」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、本郷地域に存する農地・農業用水等の資源や環境の保全と質的向上を図る活動が円滑に実施できるよう、その内容等について定めることを目的とする。

（協定期間）

第2条 協定期間は、協定締結の日から平成24年3月31日までとする。

（協定の対象となる資源の範囲）

第3条 協定の対象となる資源は、「活動計画」の第1に定めるとおりとする。

（実施計画）

第4条 会が実施する活動は、「活動計画」の第2に定めるとおりとする。

（構成員の役割分担）

第5条 会の構成員の役割分担は、「活動計画」の第3に定めるとおりとする。

（資金計画）

第6条 資金計画は、「活動計画」の第4に定めるとおりとする。

（市の役割）

第7条 市は、本協定に伴い、次の事項を行う。

- （1）会が実施する活動に指導、助言を行う。
- （2）災害等に伴う区域内施設の大規模な破損等の修繕は、都度、会と協議し、これに当るものとする。

（その他）

第8条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、会と市が別に協議して定めるものとする。

以上を証するため、本協定書2通を作成し、会及び市は、それぞれ記名押印の上、各一通を保有する。

平成19年7月25日

藤枝市本郷697番地  
本郷ふる郷普請の会 会長 西野 秋雄

藤枝市岡出山1丁目11番1号  
藤枝市長 松野 輝洋